

# 規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 埼玉県人事委員会規則六一〇一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一〇一）の一部を次のように改正する。

第七条中「、第四号」を削り、「第四条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

別表第一経験者職員採用試験の項対象となる職の欄第一号中「のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職」を削る。

別表第二職員採用上級試験の項中

一般行政	職員採用上級試験の他の試験 職種の対象とならない全ての職	教養試験 専門試験 （多肢選択式） 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査
------	---------------------------------	---

専門試験 （多肢選択式）	政治学、社会政策、 行政学、憲法、行政 法、民法、刑法、労 働法、経済学（経済 原論、経済政策、経 済史）、財政学、国 際関係及び経営学
-----------------	--

を

一般行政	職員採用上級試験の他の試験 職種の対象とならない全ての職	教養試験 専門試験 （多肢選択式） 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査 基礎能力 検査
------	---------------------------------	---

農業
主として農業 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職

を

専門試 験（多 肢選択 式）
政治学、社会政策、 行政学、憲法、行政 法、民法、刑法、労 働法、経済学（経済 原論、経済政策、経 済史）、財政学、国 際関係及び経営学

に改め、同表経験者職員採用試験の項中

--

農業	林業	司書
主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として図書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に改め、同表備考に次の一号を加える。

十一 「基礎能力検査」とは、言語的理解力、数的処理能力等についての多肢選択式による試験をいう。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。